

平成24年度定期防衛監察の結果について（概要）

1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成24年度に実施した「入札談合防止」、「法令遵守の意識・態勢」、「個人情報保護の状況」及び「情報漏えい等の未然防止」に係る定期防衛監察の結果を取りまとめたもの。

2 入札談合防止

平成24年度は、装備品等及び役務の地方調達並びに建設工事等に関する施策等を対象として監察を実施したところ、各機関等は、次の改善策を実施することが必要。

- 特に汎用品の調達に関し競争性を拡大するため、少額随意契約が許される金額の上限を引き下げる、複数の随意契約案件をまとめて一般競争入札を行うなどして競争性のある契約方式を拡大すること。
- 一者応札や少数の業者しか競争に参加しない案件について、充実した原因分析を行うことにより、その原因を特定し、原因を取り除くための対策を講ずること。
- 仕様書等に不開示情報が含まれていないものについては、競争性拡大のため、仕様書等をホームページに掲載するよう努めること。
- 入札の公告期間が適切に取られているか、公告に特定の会社の製品名が記載されているなど競争性を阻害する記載がないかなどについて自ら点検すること。
- 入札結果の事後的検証の重要性、検証の方法等を隊員に教育した上、充実した事後的検証を行うこと。
- 調達要求部署も含めた調達等関係職員に対し、入札談合防止に関する法令・通達や諸施策を体系的に理解させる機会を設けること。
- 年度末の適正な予算執行に係る平成23年度防衛大臣指示の趣旨を踏まえた適切な教育資料を作成し、調達等関係職員に対し、反復・継続的に教育を行うこと。

なお、平成24年度の監察の過程において検証し不自然さが認められた入札について、監察対象機関等から公正取引委員会に対し、8件の通報がなされた。

3 法令遵守の意識・態勢

平成24年度は、引き続き陸上自衛隊を重点対象とし、海上自衛隊を始め他の機関等に対しても監察を実施したところ、各機関等は、次の改善策を実施することが必要。

(1) 陸上自衛隊

- 多くの部隊等において、私有パソコン等に業務用データが保存されていないこと等の確認が規定どおり実施されていない状況が認められたことから、この状況が速やかに是正されるよう、各部隊等を強力に指導すること。
- 訓練・演習の際に責任者の許可を得ることなく業務用パソコン及び可搬記憶媒体を持ち出すことがないよう、各方面総監部等に対し改めて指導を行うこと。
- 自衛隊員倫理法等の周知徹底が不十分である状況が速やかに是正されるよう、各部隊等を指導すること。

(2) 各機関等共通

- 上位規則と内部規則の不整合が散見される状況が速やかに是正されるよう、集合教育等の機会に上位規則の周知徹底に努め、内部規則の確実かつ速やかな改正を指導すること。

- セクシュアル・ハラスメント防止態勢を改善するため、単なる通知文書等による注意喚起にとどまることなく、集合教育や巡回指導等、より実効性ある対策を講ずること。
- 個人情報ファイルを個人情報ファイル簿へ掲載すれば行政文書ファイル管理簿への掲載は不要との誤解が解消されるよう、各文書管理担当者へ注意喚起を行うこと。
また、各機関等は、次の対策を講ずることが望ましい。
- パワー・ハラスメントについて、中央において関係機関が協議の上、防衛省としての統一的な指針を定める等の対応を検討すること。
- 中央において関係機関が連携し、公益通報の処理に要する期間の短縮に努めること。また、事実関係の調査を通報事実があったとされる部署自身に行わせることのないよう、省内各機関等に対し注意喚起を行うこと。

4 個人情報保護の状況

内部部局及び各幕僚監部が行っている取組の成果が各機関等においてどのように現れているか監察を実施したところ、内部部局及び各幕僚監部は、次の対策を講ずることが望ましい。

- 依然として個人情報保護に係る基本的事項について不具合が認められるなど、個人情報保護の意識や保有個人情報等の管理体制を改善するための取組の成果が現れているとは言い難い状況であることから、単なる通知文書等による注意喚起にとどまることなく、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を講ずること。

5 情報漏えい等の未然防止

情報漏えい等の未然防止について隷下部隊を指導監督する立場にある上級司令部等を対象に監察を実施したところ、各機関等は、次の改善策を実施することが必要。

- 各級の部隊指揮官及び管理者が、部下に対する個別面談による指導その他諸対策に係る防衛大臣からの指示の重要性を十分に認識し、各部隊等において情報漏えい等の未然防止のためにより真摯に取り組むよう、改めて指導すること。
- 一般旅券の確認や海外渡航後の報告が規則どおり行われていないことが各自衛隊において広く認められる状況は、情報漏えい等の未然防止の観点からも好ましくないことから、各部隊等に対し改めて関連規則を周知徹底すること。

6 その他

平成25年度の定期防衛監察項目は、「入札談合防止」及び「法令遵守の意識・態勢」の2項目に整理し、「個人情報保護の状況」、「情報漏えい等の未然防止」等の項目については、「法令遵守の意識・態勢」に包括して取り扱うこととし、監察を継続。

(参考) 監察の実施方法・対象機関

入札談合防止	・アンケート（10機関・部隊、回答者数1,597名） ・実地監察（10機関・部隊）
法令遵守の意識・態勢 個人情報保護の状況	・実地監察（45機関・部隊）
情報漏えい等の未然防止	・実地監察（15機関・部隊）